

環境に配慮した広島県率先行動実行計画

～広島県地球温暖化対策実行計画（第2期）～

平成17年（2005年）3月

広 島 県

目 次

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	2
3 計画の基準年度	2
4 計画の期間	2
5 計画の対象	3
(1) 対象とする温室効果ガス	3
(2) 対象範囲	3
(3) 対象機関	3

第2章 温室効果ガスの排出量等の状況

1 温室効果ガスの特性	4
2 資源・エネルギー等の使用状況	5
3 温室効果ガスの排出量	5
4 その他の温室効果ガスの発生源等の状況	6

第3章 計画の目標

1 数値目標	7
(1) 温室効果ガス排出量に関する目標	7
(2) 廃棄物の排出量の抑制に関する目標	7
2 環境に配慮した率先行動の推進	7
(1) 広島県自動車使用合理化計画の実践	7
(2) グリーン購入の促進	7
(3) 登録リサイクル製品の使用	8
(4) 県公共工事における環境配慮の推進	8
(5) E S C O事業の導入	8

第4章 目標達成のための具体的な取組

1 省資源・省エネルギーの推進	9
2 環境に配慮した製品等の購入・使用	12
3 建築物の建設・管理等における配慮	13
4 職員の環境保全意識の向上	14

第5章 計画の推進と点検・公表

1 推進・点検体制	15
2 実行計画の推進	15
3 実施状況の点検	16
4 取組内容の公表	16
5 その他	16

《参考資料》	17
--------------	----

第 1 章 基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化は、通常の事業活動や日常生活により発生する温室効果ガスの大気中濃度が増加することによって地球全体の温度が上昇し、生態系や生活環境に影響を及ぼすものであり、21世紀において最も解決が急がれる重大な問題である。

このような状況の下、日本は、平成9(1997)年12月に開催された気候変動枠組条約第3回締結国会議で採択された「京都議定書」において、平成20(2008)年から平成24(2012)年の期間中における平均的な温室効果ガスの排出量を、平成2(1990)年比で6%削減することを国際的に約束した。

平成10(1998)年10月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)が制定され、県としては効果的な温暖化対策を推進するために、法第8条の規定を受け、まず県自らが率先して総合的かつ計画的な取組を実践するための計画として平成12(2000)年3月に「広島県地球温暖化対策実行計画」(以下「実行計画」という。)を策定したところである。

この実行計画の計画期間中、国においては、平成12(2000)年5月に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、「廃棄物処理法」等が改正されるとともに「グリーン購入法」や「建設リサイクル法」などが相次いで制定された。

また、平成14(2002)年6月に「京都議定書」への批准が決定されると同時に法の一部改正がなされ、国民の取組を強化するための措置が拡充されるなど、一人ひとりのライフスタイルの見直しがより一層求められている。

さらに、平成16(2004)年5月に「環境配慮促進法」が制定され、地方公共団体は自らの環境配慮等の状況を公表するとともに、環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するよう努めるものとされている。

一方、県においては、平成15(2003)年3月に「広島県環境基本計画」の全面改定を行い、地球温暖化防止対策の施策を充実・強化するとともに、同年10月に制定した「広島県生活環境の保全等に関する条例」(以下「生活環境保全条例」という。)では、地球温暖化防止に向けた県の責務を明確化するとともに各種努力規定等設けている。

また、平成 16(2004)年 3 月には、県民・事業者・行政等の各主体が総合的に温室効果ガスの削減対策に取り組むためのマスタープランとして「広島県地球温暖化防止地域計画」を策定し、県全域を対象とした温室効果ガスの削減目標を設定している。

この度、第 1 期実行計画の計画期間終了に伴う次期実行計画策定に当たり、折しも、平成 16(2004)年 11 月にロシアが京都議定書批准法案に署名したことにより、平成 17(2005)年 2 月 16 日に「京都議定書」が発効した。

このため、県としては、完全施行となった法第 21 条に基づき、第 2 期実行計画を温室効果ガスの削減を中心とする新たな取組姿勢を示す計画として改定するとともに、環境に配慮したエコオフィスを目指す率先行動等を含む包括的な「環境に配慮した広島県率先行動実行計画」としてリニューアルすることとする。

2 計画の目的

県は地域における様々な施策や事業を行う行政としての役割のほか、各種の製品やサービスの購入・使用や建築物の建築・維持管理など、事業者・消費者としての性格も併せ持っており、経済活動の主体として地域に占める位置は大きい。

このような認識の下に、県自らが事業者・消費者としてその事務・事業の執行に際し、環境に配慮した率先行動に努めることとし、県が排出する温室効果ガスの排出抑制及び職員一人ひとりの省エネルギー・省資源行動への反映、さらにその推進に関して毎年度ごとに状況確認・評価等を加えながら更なる取組の強化を図ることを目的とする。

さらに、新たにその取組を庁内外に明らかにすることによって、事業者・県民等の自主的かつ積極的な取組と行動を誘導することとする。

3 計画の基準年度

第 2 期実行計画の基準年度は、平成 15(2003)年度とする。

4 計画の期間

第 2 期実行計画は、平成 17(2005)年度から平成 22(2010)年度までの 6 年間を計画期間とし、この間の社会情勢の変化、技術の進歩、点検の結果等を踏まえて必要の見直しを行うこととする。

特に、計画期間の前半終了時においては、推進状況の総括を行うこととする。

5 計画の対象

(1) 対象とする温室効果ガス

本計画では、二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素，H F C（ハイドロフルオロカーボン）を対象物質とする。

法が規定する温室効果ガスは，二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素，H F C，P F C（パーフルオロカーボン），六フッ化硫黄であるが，県の業務において，発生源の設置状況等から排出量が多いと考えられる温室効果ガスを対象とした。

なお，その他の温室効果ガスであるP F C及び六フッ化硫黄については，排出実態の把握が困難であり，また，排出量も少ないと思慮されるため，対象外とする。

(2) 対象範囲

県が実施する事務・事業全般とする。

ただし，病院での電気及び燃料の使用量や警察における公用車燃料の使用量，水道事務所における電気など，業務の性格上，県民サービスの維持等のために温室効果ガスの削減目標を設定しにくい業務・項目等については，目標値の対象外とすることとし，実行計画に沿うよう努めることとする。

(3) 対象機関

実行計画の対象機関は，次に掲げる組織の本庁及び地方機関（県立学校，警察署等を含む。）とする。

また，施設の管理運営等を外部への委託等により実施するものについては，受託者等に対して温室効果ガスの排出の抑制等の必要な措置を講じるよう要請するものとする。

- 知事部局（広島県行政組織規則に定める機関）
- 企業局
- 県議会
- 教育委員会
- 公安委員会
- 監査委員会事務局
- 人事委員会事務局
- 労働委員会事務局
- 広島海区漁業調整委員会事務局

第2章 温室効果ガスの排出量等の状況

1 温室効果ガスの特性

地球温暖化を引き起こす温室効果ガスには次のようなものがあるが、最も代表的な温室効果ガスは二酸化炭素で、広島県内の温室効果ガス排出量の96.4%を占めている。

温室効果の強さは、各温室効果ガスにより異なり、二酸化炭素の温室効果を「1」とした場合の「地球温暖化係数（GWP）」という数値で表すことができる。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が発表した地球温暖化係数によると、積算期間100年（各温室効果ガスが100年間に及ぼす地球温暖化の効果）の場合、二酸化炭素を「1」とすると、メタンは約20倍、一酸化二窒素は約300倍もの影響を及ぼすことになる。

温室効果ガス	GWP	特 徴	主な用途，発生源
二酸化炭素	1	代表的な温室効果ガス	- 石油，石炭，天然ガス等の化石燃料の燃焼 - 廃棄物等の物の燃焼
メタン	21	天然ガスの主成分で，常温では気体。よく燃える。	- 化石燃料，廃棄物等の燃焼 - 家畜の反芻，糞尿
一酸化二窒素	310	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。	- 化石燃料，廃棄物等の燃焼 - 家畜の糞尿 - 窒素系肥料の施肥 - 麻酔用笑気ガスの使用
HFC（13種類）	140～11,700	塩素がなく，オゾン層を破壊しないフロン。	- カーエアコンや冷蔵庫等の冷媒 - スプレー製品などの充填剤
PFC（7種類）	6,500～9,200	水素もなく，炭素とフッ素だけからなるフロン。	- 半導体のエッチングガス - 電子部品等の製品の洗浄
六フッ化硫黄	23,900	硫黄とフッ素だけからなる。	- 変圧器の電気絶縁ガス - 半導体のエッチングガス

2 資源・エネルギー等の使用状況

平成15年度における県の事務・事業に伴う資源・エネルギー等の使用状況は次のとおりである。

なお、当該数値は削減目標値設定関係分について取りまとめたものであり、その他の項目（県民サービスの維持等のため、配慮すべき項目）とは区別している。

項 目		単位	本 庁	地方機関	合 計
電気使用量		kwh	15,060,204	73,646,786	88,706,990
上水道使用量		m ³	122,037	1,387,652	1,509,689
エネルギー供給設備等燃料使用量	都市ガス	m ³	267,426	2,063,930	2,331,356
	L P G	kg	1,028	178,618	179,646
	灯油	l	12,566	1,597,506	1,610,072
	重油	l	376,820	1,127,968	1,504,788
	ガソリン	l	0	9,701	9,701
	軽油	l	0	16,421	16,421
公用車燃料使用量等	ガソリン	l	87,044	722,343	809,387
	軽油	l	2,548	132,848	135,396
	天然ガス	m ³	294	2,068	2,362
	走行距離	km	861,382	9,401,637	10,263,019
H F Cエアコン冷媒		台	53	784	837

3 温室効果ガスの排出量

平成15年度における県の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量は次のとおりである。

なお、当該排出量は、2の「資源・エネルギー等の使用状況」の数値をもとに算出したものである。

項 目	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	H F C	合 計 (C O ₂ 換算)	割合
電気の使用	38,676,248 kg	—	—	—	38,676,248 kg	70.3%
上水道の使用	874,110 kg	—	—	—	874,110 kg	1.6%
燃料の燃焼 (自動車を除く)	13,104,508 kg	1,007 kg	43 kg	—	13,139,118 kg	23.9%
公用車の利用	2,240,026 kg	264 kg	280 kg	13 kg	2,348,697 kg	4.3%
合 計	54,894,892 kg	1,271 kg	323 kg	13 kg	55,038,173 kg	100.0%

4 その他の温室効果ガスの発生源等の状況

2及び3で整理した削減目標値設定関係分以外の平成15年度における県の温室効果ガスの発生源等の状況は次のとおりである。

実行計画の推進に当たっては、県の全ての機関を対象としているが、業務の性格上、以下の項目については県民サービスの維持等のために目標値を設定することが困難である。

このため、2及び3とは別に整理した上で、温室効果ガスの排出状況等を公表することとする。

項 目		単位	平成15年度実績	温室効果ガス (CO ₂ 換算)
電気使用量	県立病院	kwh	15,225,944	33,113,892 kg
	水道事務所	kwh	64,877,886	
エネルギー 供給設備等 燃料使用量 (県立病院)	都市ガス	m ³	1,907,179	5,807,033 kg
	L P G	kg	11,711	
	重油	l	463,510	
船舶の運航	軽油	l	194,910	516,985 kg
公用車 燃料使用量等 (警察本部)	ガソリン	l	2,622,530	6,464,672 kg
	軽油	l	52,049	
	走行距離	km	19,420,264	
	H F Cエアコン冷媒	台	1,048	
農業	水田での稲の栽培	m ²	90,491	829,868 kg
	窒素含有肥料の施肥	kg	1,785	
	牛	頭	247	
	馬	頭	5	
	豚	頭	63	
	鶏	頭	1,020	
麻酔剤（笑気ガス）の使用		kg	192	59,520 kg
航空機の燃料		l	218,546	543,469 kg

第3章 計画の目標

1 数値目標

(1) 温室効果ガス排出量に関する目標

次のとおり、「広島県地球温暖化防止地域計画」の削減目標（民生部門（業務）：△4.5%，運輸部門（業務）：△16.0%（いずれも平成13年度比））を鑑み、平成22年度における温室効果ガスの総排出量を基準年度（平成15年度）から約5%以上削減する。

項 目	基準年度排出量 (CO ₂ 換算)	目標年度排出量 (CO ₂ 換算)	削 減 目 標	
			削減量	削減率
	55,038,173 kg	52,271,273 kg	2,766,900 kg	5%

(2) 廃棄物に関する目標

庁舎等から発生する廃棄物については、「第1次広島県廃棄物処理計画」の減量化目標等（排出量：△15%（平成12年度比），リサイクル率：排出量の25%相当）を鑑み、平成22年度における排出量を基準年度（平成15年度）から次のとおりとするとともに，リサイクル率の向上に努める。

項 目	基準年度 排出量等	目標年度 排出量等	削 減 目 標 等	
			増減量	増減率
一般廃棄物排出量	4,679,867 kg	3,826,590 kg	△853,277 kg	△18.2%
リサイクル率	21.3%	25.0%	+3.7%	—

2 環境に配慮した率先行動の推進

(1) 広島県自動車使用合理化計画の実践

自動車の使用に伴う環境への負荷の低減のため，生活環境保全条例第74条に基づいて作成した「広島県自動車使用合理化計画書」（平成17年2月）の目標達成に向けた取組を実践する。

(2) グリーン購入の推進

生活環境保全条例第78条の規定に伴い，県の事務・事業等において購入する物品等については，「広島県グリーン購入方針」（平成13年8月制定）に基づき，環境への負荷の少ない（環境にやさしい）製品の使用，購入に努める。

(3) 広島県登録リサイクル製品の使用

県内における資源の循環的な利用及び廃棄物の減量化の促進のため、生活環境保全条例第79条に基づいて設けられた「広島県リサイクル製品登録制度」により登録された製品について、「広島県リサイクル製品登録制度実施要綱」第2条の規定により、率先して使用、購入に努める。

(4) 県公共事業における環境配慮の推進

県公共事業の実施に伴う環境への負荷を低減するため、「広島県環境配慮推進要綱」（平成15年3月制定）に基づき、計画段階から設計・工事段階に至る各段階において、環境配慮に努める。

(5) E S C O事業の導入

庁舎の設備改修を行う際には、省エネルギー改修工事による光熱水費の経費削減分で、設計・施工、運転・維持管理、資金調達など全ての経費を賄うE S C O事業の導入を図るよう努めることとし、庁舎改修時には、省エネルギー診断を実施する。

マメ知識 【パソコンのディスプレイについて】

使用していないのにパソコンの画面を表示し続けたり、スクリーンセーバー（特に3D系）を稼働させることは電力の無駄遣いです。

デスクトップでマウスの右ボタンをクリックし、「プロパティ」を選択して表示される右の画面の下方の「モニタ電源」（Windows98では「ディスプレイの省電力機能」）の設定を変更するなどして、長時間席を離れるときは電力の消費を抑えるよう努めましょう。

～推奨する「電源」の設定～

- 電源設定 ⇒ 常にオン
- システムスタンバイ ⇒ なし
- モニタの電源を切る ⇒ 1分
- ハードディスクの電源を切る ⇒ 3分



機 器	スクリーンセーバー	待機電力	最大消費電力（作業時）	待機電力 最大消費電力
デスクトップパソコン	無	1.5W	123.3W	1.2%
	有	101.1W		82.0%
ノートタイプパソコン	無	1.0W	26.5W	3.8%
	有	23.1W		87.2%

※ 東京電力HP等より引用（ただし、機種によって異なります。）

第4章 目標達成のための具体的な取組

1 省資源・省エネルギーの推進

(1) 温室効果ガス削減行動

ア 電気使用量の削減

- 昼休憩や晴天時の窓際の照明は、支障のない範囲内で消灯する。
- 廊下・階段等の共用部分の照明は、支障のない範囲内で消灯する。
- 夜間や休日、事務室内の未利用スペースの照明は、支障のない範囲内で消灯する。
- 会議室，更衣室，トイレや湯沸室などの照明は，使用後は必ず消灯する。
- パソコンの消費電力削減のため，「スタンバイ」，「休止状態」モードの設定を徹底するとともに設定時間の短縮化に努め，昼休憩や会議などで席を外している間は電源を切る。
- コピー機の省電力（予熱）モードを徹底する。
- 長時間，電気機器を使用しない場合は，待機電力を削減するためコンセントを抜く。
- 最寄りの階へ移動は，エレベーターの利用を控え，積極的に階段を利用する。
- エレベーターが複数台数ある場合の稼動については，間引き運転を行うなど効率的な運用に努める。
- エレベーターの身障者用ボタンは，むやみに使用しない。
- 業務に支障のない範囲内で水曜日及び給料支給日等は一斉退庁日とし，定時退庁を徹底する。
- 自動販売機は，設置台数を見直すとともに，省エネルギー型への転換・更新を図る。
- 手動ドアからの出入りを徹底する。

マメ知識 【水道水とエネルギー】

1立方メートルの水道水を供給するには，約0.4kwhの電気エネルギーが必要です。
これは，40wの蛍光灯を10時間点灯したときの電力量と同じです。
省エネ・地球温暖化防止の観点からも節水に努めましょう。

イ 水の使用量の削減

- 庁舎の水道水圧を調整し、節水を推進する。
- 水道蛇口へ節水ゴマを取り付けるなど、水使用量を抑制する。
- 食器洗いや洗面，歯磨きなどをするときは，こまめに水を止める。
- トイレに擬音装置を設置するなどし，水使用量を抑制する。

ウ エネルギー供給施設等の燃料使用量の削減

- 会議室の冷暖房機器は，使用後は必ず運転を停止する。
- 冷暖房温度は，冷房時 28℃，暖房時 19℃を目安に，適切な温度管理に努める。
- 冷氣・暖気の吹き出し能力の低下を防ぐため，ファンコイルユニットの周囲には物を置かない。
- 冷房効果を高めるため，外気温の高いときはできる限りブラインドを降ろす。
- 暖房用器具は，適切に清掃・管理し，効率的に使用する。
- ガス使用後の確実な栓締め，沸かし過ぎの防止，炎（ガス量）の調整など，ガスコンロや湯沸器を効率的に使用する。
- 夏季のノーネクタイ運動及び冬季の一枚重ね着運動を実践する。

エ 自動車の燃料使用量の低減

- 急発進，空ぶかしの抑制や経済運行速度の遵守などにより，エコドライブを実践する。
- 荷物の積み降ろし，人待ち，待機時は，アイドリング・ストップを行う。
- 業務に支障のない範囲内で自動車の利用抑制に努め，積極的に公共交通機関を利用する。
- 同一目的地への相乗りを行うなど，公用車の共同利用，合理的・効率的利用などに努める。
- 適正なタイヤ空気圧の維持など，適正な点検整備を徹底する。
- 近距離の移動については，徒歩，自転車利用に努める。
- 会議での来庁者の自動車使用自粛の協力を要請する。

(2) 環境配慮率先行動

ア 用紙類の使用量の削減

- コピーは原則として両面印刷とし、用紙使用量を抑制する。
- コピー機の使用後は、必ずリセットボタンを押し、ミスコピーを防止する。
- 片面コピー不要紙は、専用の回収ボックスに収集し、コピー機に専用トレイを設けて再利用するとともに、裏面をお知らせなどの簡易な回覧、新聞切抜きの台紙やメモ用紙等に再利用する。
- 会議の規模などに応じ、プロジェクター等を活用して、用紙使用量を抑制する。
- 使用済封筒は、逋送用の封筒、資料袋、回覧袋、郵便袋等に再利用する。
- 文書・資料・印刷物・刊行物の部数やページ数は、必要最小限とする。
- ファクシミリは送信票を廃止し、本文余白を利用する。
- 廃ポスターの名刺等への再利用を図る。
- 庁内LAN（電子メール、掲示板、文書箱等）の積極的な利用により、用紙の配布を抑制する。
- シュレッダーの使用は必要最小限とする。

イ 備品・事務用品等の長期使用等

- 机、椅子等の長期的使用を図るとともに、事務用品や電気製品等は修理して再利用する。
- 文具等は大切に使用し、詰替などにより長期使用する。
- フラットファイルなどのファイリング用品は、再利用する。
- 物品等は、リース又はレンタル契約による効率的利用を推進する。
- 庁内LANの「物品リユースコーナー」を積極的に活用する。

ウ 廃棄物の減量化

- 紙コップなどの使い捨て容器の使用を自粛する。
- コピー機やプリンタのトナーカートリッジは、業者による回収を徹底する。
- 不要な配達物の発送先に対して、以降の発送の中止を伝達する。
- マイ水筒、マイバッグ、マイ箸等を持参し、使い捨て製品による廃棄物の抑制に努める。

エ 廃棄物のリサイクル

- 事務室において発生する紙ごみは、コピー用紙の箱や古い段ボールを活用するなどして、分別回収ボックス（コピー用紙、新聞紙、段ボール、雑誌類等）を設け、分別回収を徹底することにより古紙回収率を高めるとともに、個人用のごみ箱をなるべく少なくする。
- 事務室において発生する廃棄物のうちリサイクル可能なものについては、既存のごみ箱を使い分けるなどして活用を図り、分別回収ボックス（スチール缶、アルミ缶、びん、ガラス類、布類、ペットボトル等）を設け、分別回収を徹底する。
- 庁舎等が所在する市町の事業系一般廃棄物の分別収集のルールに沿ったごみ分別を徹底し、資源化の取組に協力する。

オ その他

- 資料等を発送する際は、過剰な包装をしない。

2 環境に配慮した製品等の購入・使用

（１）温室効果ガス削減行動

- O A機器、家電製品、照明及び温水器等の購入に当たっては、広島県グリーン購入方針に基づき、省エネルギー型の機器の調達に努める。
- 公用車の更新に当たっては、原則として低公害車等を導入する。

（２）環境配慮率先行動

- 物品等の購入に当たっては、使い捨て製品を極力抑制し、詰め替え可能な文具や簡易な包装のものを選択する。
- 紙類、納入印刷物、文具類、オフィス家具類、制服・作業服、インテリア・寝装、作業用手袋、その他繊維製品等の購入に当たっては、広島県グリーン購入方針に基づき、調達目標の達成に努める。
- 必要とする物品等に広島県登録リサイクル製品があるときは、登録リサイクル製品を優先的に調達する。

マメ知識 【携帯電話の充電器】

夜寝る前に携帯電話の充電器をセットして、朝までそのままなんてことはありませんか。
充電が完了しても、そのままにしておくと約1wの電力を消費しています。
また、携帯電話を充電器から取り外していても、充電器をそのままコンセントに接続しておくと同様に約1wの電力を消費してしまうのです。
充電が終わったら、コンセントを抜くよう心がけましょう。

3 建築物の建設・管理等における配慮

(1) 温室効果ガス削減行動

- 庁舎の建築に当たっては、高断熱化等の施工により熱負荷の抑制に努める。
- 改修に伴い、十分な省エネルギー効果が見込まれる施設については、E S C O事業を導入するよう努める。
- エネルギー施設の改修を行うに当たっては、太陽光発電システムなどの新エネルギーやコージェネレーションシステム等を導入するよう努める。
- 水田や畑等での窒素含有肥料の施肥に当たっては、使用量の適正化を行う。

(2) 環境配慮率先行動

ア 設計・施工時等

- 庁舎の建築に当たっては、自然採光を活用した設計となるよう配慮する。
- 広島県登録リサイクル製品を優先的に調達するなど、再生資材や建設副産物の有効利用を促進する。
- 建築物の規模・用途に応じ、雨水利用や排水の中水利用設備の導入を検討する。
- 給水装置の末端に、必要に応じて感知式の洗浄弁や自動水栓など、節水に有効な器具を設置する。
- 透水性舗装や浸透ます等を必要に応じて設置し、雨水の地下浸透とかん養を図る。
- 庁舎内に分別回収（リサイクル）のための場所を確保する。

イ 建築物等の維持管理

- 雨水利用・排水の中水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。
- 有害物質等の排出の削減や適正な処理が図られるよう、設備の維持管理を行う。

ウ 緑化等の推進

- 敷地や屋上について、環境に配慮した緑化の計画的な推進や植え込み等の適切な維持管理を図る。

マメ知識 【アイドリング・ストップ】

普通乗用車のアイドリング10分間当たりのガソリン消費量は、約140ccとされています。1分以上停止することが予想される場合は、こまめにエンジンを停止するようにしましょう。省エネ・地球温暖化防止の観点からも節約に努めましょう。

4 職員の環境保全意識の向上

(1) 研修及び情報提供の実施

- 職員の環境保全意識の向上を図るため、環境に関する講演会・研修などを計画的に実施するなど、環境問題研修の機会を提供する。
- 職員に対し、庁内LAN（全庁掲示板等）等により、環境保全活動に関する情報を提供する。
- 実行計画に関する説明会を開き、運動の推進を図る。

(2) 環境保全活動への参画

- 職員が環境に関する研修、講演会、ボランティア活動などに参加しやすい職場づくりに努める。

マメ知識 【どれだけ環境ラベルを知っているかな？】

詳しくは環境省HP <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/f01.html>

またはecoひろしまへ http://www.pref.hiroshima.jp/eco/i/i_index.html



マメ知識 【エコベンダー】

エコベンダーとは省エネ型清涼飲料用販売機のことです。

夏場の自販機の消費電力は1台が約500wで、日本全国には約200万台の清涼飲料用自動販売機があり、それがフル稼働すると約100万kw（大型発電機1基分）の電力が消費されることになります。

夏場の10時から13時の間に通常より3～5℃冷やしこみ、電力供給のピークである13時から16時に冷却運転を停止することにより、消費電力を約90%もカットします。

皆さんの職場の自販機はエコベンダーですか？

マメ知識 【可燃ごみと古紙回収】

過去5年間の県庁の本庁舎での廃棄物の排出量を見てみると、可燃ごみは多少の波があるものの横ばい状態ですが、古紙の回収量は確実に減少しています。

可燃ごみの処理費は、広島市の場合1kg当たり8円のコストがかかりますが、古紙（OA紙、新聞紙、雑誌類を問わない）として業者が回収する場合、1kg当たり9.45円の県の収入になります（平成16年度実績）。

ごみの減量化とリサイクルの推進、そして県財政への貢献のためにも分別回収に努めましょう。

第5章 計画の推進と点検・公表

1 推進・点検体制

実行計画の実効性を確保するため、次のとおり各機関に推進責任者及び推進員を置く。

(1) 推進責任者

- 本庁：管理総室長（管理総室長が置かれない機関については、これに相当する職にある者）
- 地域事務所：地域事務所長
- 地域事務所以外の地方機関：地方機関の長

《所掌事務》

各所属において、職場実態に応じた取組目標などを毎年度設定するなどし、職員一人ひとりが意識を持って実行計画に取り組むよう啓発に努める。
また、実行計画の趣旨・内容を職員に周知徹底させ、自らが率先して推進するとともに、実践しやすい環境づくりに努め、取組状況の管理を行う。

(2) 推進員

- 本庁：各室（課）の長
- 地域事務所：各課長
- 地域事務所以外の地方機関：総務担当課長又はこれに相当する職にある者で地方機関の長が指名する者

《所掌事務》

推進責任者の指示・監督のもと、所属の職員一人ひとりが意識を持って実行計画に取り組むよう、きめ細やかな取組を具体的に推進するとともに、実行計画の取組状況の把握を行う。

2 実行計画の推進

- (1) 地球環境対策室は、推進責任者や推進員等に対する説明会や研修会等を開催したり情報提供等を行うことにより、実行計画の周知徹底に努める。
- (2) 各部局等の幹事室（課）は、関係推進責任者及び関係推進員等と緊密に連携し、実行計画の円滑な推進に努める。

- (3) 推進責任者及び推進員は、所属の職員一人ひとりが意識を持って実行計画に取り組むよう努める。
- (4) 庁舎（建物）単位での取組が必要な項目については、庁舎管理者が関係機関との調整を図り、実行計画を推進する。
- (5) グリーン購入や登録リサイクル製品の購入など環境に配慮した製品等の購入に当たっては、物品契約の担当機関又は担当者が中心となって推進する。

3 実施状況の点検

- (1) 推進責任者及び推進員は、所属の実行計画の推進状況について、常に把握するよう努める。
- (2) 各部局等の幹事室（課）は、関係推進責任者及び関係推進員等と調整の上、定期的に推進状況を把握するとともに、目標の達成に努める。
- (3) 各部局等の幹事室（課）は、把握した推進状況をもとに取組上の問題点等について整理する。
- (4) 地球環境対策室は、毎年度実行計画の全機関の取組状況や問題点等を把握し、必要に応じて検討等を行う。
- (5) 地球環境問題対策協議会は、地球環境対策室の検討結果等をもとに定期的に実行計画の評価・見直し等を行い、継続的な向上を図る。

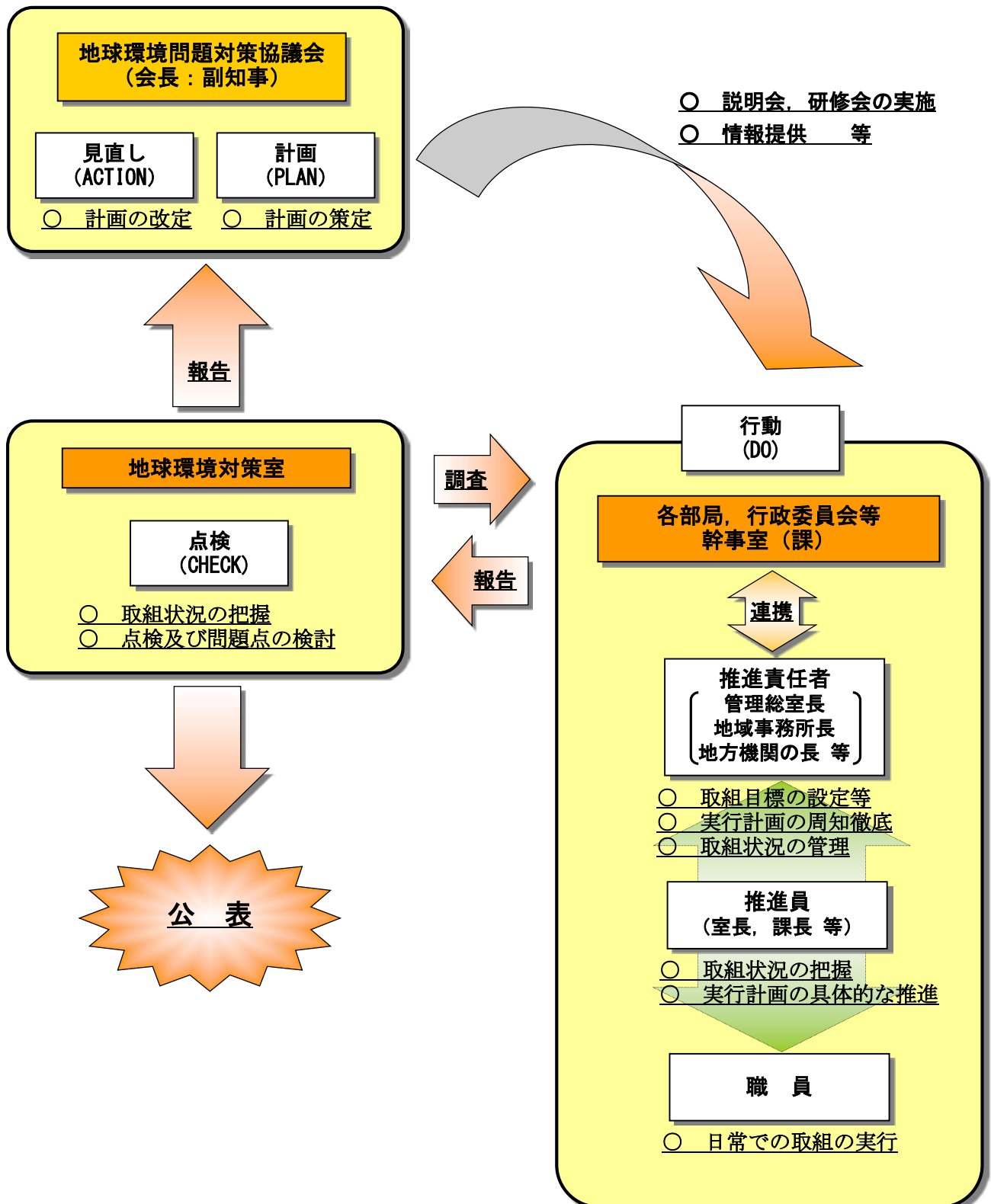
4 取組内容の公表

地球環境対策室は、実行計画の進捗状況及び点検結果等について、ホームページや環境白書等により公表する。

5 その他

実行計画は、県が排出する温室効果ガスの削減や職員一人ひとりが省資源・省エネルギー活動に取り組むことを目的としているが、取組の結果として電気や水道の使用料等の経費削減につながるものもあることから、グリーン購入などの実行計画の目的・趣旨に基づき、オフィスコスト節減対策と整合性を取りながら推進を図るものとする。

実行計画の推進・点検体制図





地球規模で考える。私からはじめる。

※ 平成15年度環境省地球温暖化防止対策普及啓発事業 制作ロゴ
(中四国8県及び広島市共同地球温暖化対策普及啓発事業推進協議会)